

# 申請を忘れずに

## 臨時福祉給付金

## 子育て世帯臨時特例給付金

消費税率引き上げの影響による負担を緩和するため、2つの給付金が支給されます。

**\* 臨時福祉給付金の該当者と思われる人には申請書を7月下旬に送付します。**子育て世帯臨時特例給付金の該当者には、5月下旬に児童手当現況届と一体様式となった申請書を送付済みです。

※該当と思われる人で通知が届いていない人は、問合せをしてください。

\* 給付金支給後に非該当になった人は、給付金を返還していただきます。

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
申請期間	平成27年8月3日(月)から 平成27年12月3日(木)まで	平成27年6月1日(月)から 平成27年12月1日(火)まで
基準日	平成27年1月1日	平成27年5月31日
対象者	平成27年1月1日に吉岡町の住民基本台帳登録者で、住民税(均等割)が課税されていない人 ※課税者の扶養などになっている人、生活保護受給者は除きます。	平成27年6月分の児童手当受給者 ※6月分の手当が5,000円/月の特例給付(児童手当所得制限額以上の人)は給付金対象外です。 ※臨時福祉給付金と重複受給できます。
給付額	対象者一人につき <b>6,000円</b> (今回は、加算額はありせん)	児童一人につき <b>3,000円</b> (平成27年6月分の児童手当の対象となる児童)
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"><li>①印鑑</li><li>②本人確認書類のコピー (保険証・免許証など)</li><li>③口座番号 (通帳の見開きページ・キャッシュカードのコピー)</li></ul> ※吉岡町から昨年給付金を受給した人で、前年と同一口座での受取りを希望の場合、②③は省略可。  <b>注意!</b> 代理人が申請の場合は、代理人の本人確認書類も必要です。   厚生労働省 給付金キャラクター カクニンジャ	<ul style="list-style-type: none"><li>* 申請書は児童手当現況届と一体型 5月下旬に送付済みです。 現況届の提出がないと、給付金も支給されませんので、忘れずに手続きをしてください。</li></ul> <b>◆公務員の方◆</b> 以下のものを用意して、基準日に住所のある市町村へ申請してください。 ①申請書(職場から児童手当受給証明を受けたもの) ②口座番号(通帳の見開きページ・キャッシュカードのコピー) ※吉岡町から昨年給付金を受給した人で、前年と同一口座での受取りを希望の場合は省略可。

▶ 問合せ先 健康福祉課 福祉室 ☎ 26-2247 (直通)